

○最低制限価格制度運用要領

平成21年3月5日

九重町告示第16号

改正 平成24年3月26日告示第20号

平成25年7月5日告示第73号

平成26年3月17日告示第11号

平成28年6月2日告示第60号

平成29年3月22日告示第18号

令和元年6月28日告示第46号

令和2年1月24日告示第6号

令和4年3月15日告示第19号

(目的)

第1条 この要領は、九重町が競争入札により建設工事等の契約を締結しようとする場合における財務規則（昭和40年九重町規則第2号）第99条（同規則第107条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による最低制限価格制度の運用に関し、必要な事項を定め同制度の適切な実施を図ることを目的とする。

(最低制限価格制度の対象)

第2条 この要領は、競争入札に付する建設工事及び町長が必要と認める委託業務に適用するものとする。ただし、町長が最低制限価格制度を適用する必要がないと特に認めるものについては、この限りでない。

第3条 財務規則第99条の規定により、建設工事に適用する予定価格の範囲内で設ける最低制限価格の割合（以下「制限割合」という。）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を設計額（消費税及び地方消費税を含む。）で除して得た値（小数点以下第3位を四捨五入する。）とする。ただし、制限割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額

③現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額

④一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(全改（令元告示第46号）)

(最低制限価格の算定)

第4条 建設工事に適用する最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。）は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に前条で算出した制限割合を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、1万円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の10分の7.5に満たないときは、この限りでない。）

とする。

- 2 前項の算定方法にかかわらず、特に必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(全改(令元告示第46号))

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格の公表は、予定価格の事前公表試行要領(平成18年九重町訓令第19号)の規定の例により行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日告示第20号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月5日告示第73号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日告示第11号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月2日告示第60号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日告示第18号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日告示第46号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年1月24日告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月15日告示第19号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。